

令和7年度

償却資産（固定資産税）申告の手引き

宮古島市

平素より税務行政に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、土地・家屋と同様、事業用の資産にも償却資産として固定資産税が課税されます。

1月1日現在で償却資産を所有している方は申告義務があります。本手引きを目次に沿ってご覧いただき、下記期日までに申告書のご提出をお願いいたします。

申告書提出期限:令和7年1月31日(金)

【目次】

I.償却資産の申告について	 1 ～ 3 ページ
II.償却資産とは	 4 ～ 8 ページ
III.税額の算出方法について	 9 ～ 10 ページ
IV.申告書記入見本	 11 ～ 13 ページ

◇申告書の提出先・お問い合わせ先◇

〒906-8501 沖縄県宮古島市平良字西里 1140 番地

宮古島市役所 総務部 税務課

資産税係(償却資産担当)

TEL:0980-72-3751

FAX:0980-72-6874



I. 償却資産の申告について

1. 申告していただく方

毎年1月1日現在、本市において事業を営んでいる個人または法人の方で、償却資産を所有されている方は申告する必要があります。(リース資産等を設置している場合も含みます。)

※ 償却資産を共有されている方は、共有名義での申告となります。個々に申告するのではなく代表者を決めて申告してください。(例 代表者名 外〇名)

※ 償却資産を所有していない場合は、申告書の18.備考欄へ「該当資産なし」と記入し、提出にご協力ください。

2. リース資産について

ファイナンス・リース取引のうち、「所有権移転外ファイナンス・リース」について、国税(法人税及び所得税)においては、平成20年4月1日以降に締結されたリース契約については原則として売買取引としてみなされることになりました。しかし、固定資産税(償却資産)においては、従来通りリース会社等の貸主(資産所有者)が申告する必要があります。

リース資産については5ページ「申告対象となる資産」、8ページ「国税との主な違い」もご確認ください。

3. 申告期間

1月1日現在所有している償却資産について、1月31日(土日にあたる場合は翌月曜日)までに申告書をご提出ください。なお、締切間近になると窓口の混雑が予想されますので、早めの提出にご協力をお願いします。eLTAXによる電子申告、または郵送をご利用ください。

※FAXによる申告は受け付けておりませんのでご注意ください。

4. 提出先

〒906-8501 沖縄県宮古島市平良字西里 1140 番地

宮古島市役所 総務部 税務課 資産税係(償却資産担当)

5. 提出する書類

(1) ①償却資産申告書(第26号様式)

※平成28年1月1日以降に提出する償却資産申告書の様式にマイナンバーの記載欄が追加されています。記入漏れがないようにお願いいたします。

②種類別明細書(増加資産・全資産用)(第26号様式別表1)

③種類別明細書(減少資産用)(第26号様式別表2)

※上記様式は、宮古島市ホームページからもPDF形式でダウンロードできます。

(<https://www.city.miyakojima.lg.jp/kurashi/zeikin/koteishisan/shoukyaku.html>)

(2) 番号法に定める本人確認の実施

マイナンバー(個人番号)記載の申告書ご提出の際には、番号法に定める本人確認(番号確認、身元確認及び代理権確認)を実施します。法人番号記載の申告書をご提出の際には本人確認は不要です。

① 本人が申告書を提出する場合

番号確認資料	「個人番号カード」「通知カード」「住民票の写し（個人番号付き）」等
身元確認資料	①「個人番号カード」「運転免許証」「旅券」等（①が困難な場合、②でも可） ②「宮古島市から送付された氏名・住所等が印字済の償却資産申告書」等

② 代理人が申告書を提出する場合

本人の番号確認資料の写し	「本人の個人番号カード」「本人の通知カード」 「本人の住民票（個人番号付き）の写し」等
代理人の身元確認資料	「代理人の個人番号カード」「代理人の運転免許証」「代理人の旅券」 「代理人の税理士証票」「登記事項証明書及び社員証（代理人が法人の場合）」等
代理権確認資料	「税務代理権限証書」「委任状」等

6. 提出の仕方

(1) 初めて申告する場合

現在所有し、該当する全資産を申告してください。

(2) 前年度までに申告があり、前年中に資産の増減がある場合

増加、減少した資産を申告してください。

(3) 前年度までに申告があり、前年中に資産の増減がない場合

「備考」欄に『増減なし』と記載し、償却資産申告書のみ提出してください。

(4) 廃業、解散等により市内に資産がない場合

廃業・解散・市外移転・該当資産がない場合は、申告書の「備考」欄にその事由及び時期を記載し、提出してください。提出されない場合、未申告として扱われることもありますのでご注意ください。

7. 申告の方法について

申告書は、提出用と控用の2部をご準備ください。感圧複写式の様式でご記入の場合は、1枚目が提出用、2枚目が控用になります。なお、郵送提出される方で控用の返送を希望される場合は、必ず切手を貼った返信用封筒を同封してください。

(1) 企業の電算処理により申告される場合

電算申告していただく場合は、全国的に統一された様式にあわせて申告書・種類別明細書ともに1月1日現在増減のあった資産だけでなく宮古島市内に所有しているすべての償却資産について申告してください。独自の申告書を使用する場合は所有者コードを必ず転記してください。

また、種類別明細書については本手引きの12、13ページを参考に資産の種類・名称・数量・取得年月・取得価額・原価残存率・耐用年数・価額・特例率（該当している場合）・増減事由（1～4）を記入し、償却資産申告書にある合計額と一致するようにしてください。

(2) 電子申告される場合

eLTAXを利用した固定資産税（償却資産）の電子申告が可能となっております。ご利用に関しては、eLTAXホームページ(<http://www.eltax.lta.go.jp/>)をご確認ください。

8. 申告をしない場合又は虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をされない場合は、地方税法第 386 条の規定に基づく宮古島市税条例第 75 条の規定により過料を科せられることがあります。また、虚偽の申告をした場合には、地方税法第 385 条の規定に基づき罰金を科せられることがあります。

9. 実地調査等のお願い

地方税法第 353 条及び第 408 条の規定に基づき、申告内容が適正であることを確認するため実地調査を行うことがあります。その際はご協力をお願いします。なお、検査拒否にあたる場合は、地方税法第 354 条の規定に基づき、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金が科される場合があります。

また、実地調査に伴い申告内容の修正をお願いすることがあります。その場合は資産の取得年月日に応じて 5 年度分まで遡及して課税することもありますので、あらかじめご了承ください。

10. 国税資料等の閲覧について

地方税法第 354 条の 2 の規定に基づき、税務署が保有する国税資料等の閲覧を行っています。閲覧した書類の内容と、宮古島市への申告内容に差異が見受けられた場合は、実地調査を含め個別に確認させていただきますのでご協力お願いいたします。なお調査結果により賦課決定を行う場合もありますのであらかじめご了承ください。

申告書の提出は **eLTAX** による電子申告が便利です！

■インターネットを利用して、自宅・オフィス等で申告書等を提出できます。

■eLTAX に対応した市販の税務・会計ソフトのデータも利用可能です。

■利用届出(新規)を提出後、すぐに電子申告を利用することができます。

■チェック機能がありますので入力誤りや計算ミスの防止に役立ちます。

***eLTAX** の御利用開始・利用方法は、eLTAX ヘルプデスクまでお問い合わせください

●ホームページ: <https://www.eltax.lta.go.jp/>

●電 話: 0570-081459 (ハイシンコク)

※IP 電話や PHS からは: 03-5521-0019

※申告データ等の作成に係る具体的な操作方法についても、eLTAX ヘルプデスクまでお問い合わせください。

Ⅱ. 償却資産とは

1. 償却資産とは

土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、固定資産税の一つです。

償却資産の所有者は、地方税法第 383 条の規定に基づき、1 月 1 日（賦課期日）現在における償却資産の所有状況について、必要な事項を所在地の市町村長に申告する義務があります。

2. 償却資産の種類と具体例

下の表は、償却資産の対象となる主な資産の例です。

	資産の種類	対象となる主な償却資産の例示	
1	構 築 物	構築物	駐車場の舗装、広告塔、門、塀、庭園、緑化施設、舗装路面、外構工事、屋上看板などの広告設備、プール等
		建物附属設備	①建物の所有者が取り付け付した付属設備のうち、受変電設備、中央監視制御装置、特定の業務用の設備等 ②テナントの方が賃借している家屋に施工した建築設備（特定附帯設備といいます。詳細は 6 ページへ）
2	機 械 及 び 装 置	電気機械、建設機械、工作機械、印刷機械、電動機、起重機、土木建設機械（道路運送車両法に規定する大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号「0、00～09及び000～099」の車両）、ブルドーザー、パワーショベル、その他の自走式作業用機械、その他の各種業務用機械及び装置等	
3	船 舶	遊覧船、はしけ、ボート、貨客船、漁船、作業船、水中翼船等	
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等	
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「9」、「90～99」及び「900～999」の車両）、各種運搬具等 <u>※自動車税・軽自動車税の対象となる乗用車、トラック等は除きます。</u>	
6	工具、器具及び備品	パソコン、医療機器、歯科診療用ユニット、理容・美容器具、広告看板、レジスター、陳列ケース、テレビ、エアコン、厨房機器及び用品、冷凍、冷蔵庫、事務机・椅子、応接セット、放送機器、自動販売機、ガス沸騰機等ガス器具、ドローン等	

3. 申告の対象となる資産、対象とならない資産

(1) 申告の対象となる資産

令和 7 年 1 月 1 日現在において、事業の用に供することができる資産です。次に挙げる資産も事業の用に供することが出来る状態であれば申告対象となります。

- ① 償却済み資産（耐用年数が経過した資産）
- ② 建設仮勘定で経理されている資産および簿外資産
- ③ 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも利用可能な資産）
- ④ 未稼働資産（完成または据付済みだが未だ稼働していない資産）
- ⑤ 借用資産（リース資産）で契約の内容が割賦販売と同等であるもの

- ⑥ 美術品等のうち、取得価格が1点100万円未満のもの
- ⑦ 決算期以降に取得された資産で未だ固定資産勘定に計上されていない資産
- ⑧ 耐用年数が1年以上でかつ1個あたりの取得価額が10万円以上（取得時期により20万円以上）の資産

(2) 申告の対象とならない資産

- ① 自動車税または軽自動車税の課税対象となるもの
例）小型特殊自動車に分類されるフォークリフト等
- ② 使用可能期間が1年未満または1個あたりの取得価額が10万円未満の償却資産で税務会計上一時に損金または必要な経費に算入されたもの
- ③ 1個あたりの取得価額が20万円未満の償却資産で、税務会計上3年間で一括して損金または必要な経費に算入されたもの（3年一括償却）
- ④ 無形減価償却資産（特許権、電話加入権、商標権、ソフトウェア等）
- ⑤ 繰延資金（開業費、開発費等）および棚卸資産（本来減価償却すべきものを除く）

4. 業種別償却資産の具体例

償却資産の対象となる主な資産を業種別に例示すると次のようになります。

業種	対象となる主な償却資産の内容 ※（ ）は各資産の耐用年数
事 務 所 等	エアコン(6)、椅子(15)、応接セット(8)、ロッカー（15）、テレビ(5)、キャビネット(15)、パーソナルコンピュータ(4)、サーバー(5)、LAN 配線(10)、コピー機(5)、金庫(20)、タイムレコーダー(5)、その他
飲 食 業	看板(10)、食卓(5)、椅子(5)、厨房用品(5)、レジスター(5)、カラオケ機器(5)、冷蔵庫(6)、その他
理 容 ・ 美 容 業	理容・美容椅子(5)、消毒殺菌器(5)、タオル蒸器(5)、パーマ器(5)、レジスター(5)、サインポール(3)、エアコン(6)、その他
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機(13)、脱水機(13)、ドライ機(13)、プレス(13)、給排水設備(15)、レジスター(5)、エアコン(6)、その他
小 売 業	冷蔵ストッカー(4)、陳列ケース(6 又は 8)、レジスター(5)、冷蔵庫(6)、自動販売機(5)、エアコン(6)、看板(10)、ネオンサイン(3)、その他
食 肉 鮮 魚 販 売 業	冷凍庫(9)、肉切断機(9)、挽肉機(9)、冷蔵庫(6)、陳列ケース(6 又は 8)、電子秤(5)、レジスター(5)、エアコン(6)、その他
自 動 車 修 理 業	旋盤(15)、プレス(15)、圧縮機(15)、測定工具(5)、検査工具(5)、舗装路面(3 又は 10 又は 15)、塗装ブース(15)、その他
金 属 加 工 業	受・変電設備(15)、舗装路面(3 又は 10 又は 15)、旋盤(10)、ボール盤(10)、フライス盤(10)、プレス(10)、圧縮機(10)、測定・検査工具(5)、その他
開 業 医	レントゲン機器(15)、調剤機器(5)、ファイバースコープ(6)、消毒殺菌機器(4)、手術機器(5)、歯科診療用ユニット(7)、その他
不 動 産 貸 付 業	舗装路面(3 又は 10 又は 15)、立体駐車場のターンテーブル及び機械部分(10)、緑化施設(20)、太陽光発電設備(17)、その他
娛 楽 業	パチンコ台(2)、パチスロ台(3)、玉計数機(5)、カラオケ機器(5)、スクリーン設備(6)、その他

5. 建築設備における家屋と償却資産の区分

家屋には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備（家屋と一体となって家屋の効用を高める設備）が取付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価します。このうち、取り外しが容易で自在に移動が出来るもの、屋外には設置された配管または配線、特定の業務の用に供されるものは償却資産として取り扱います。

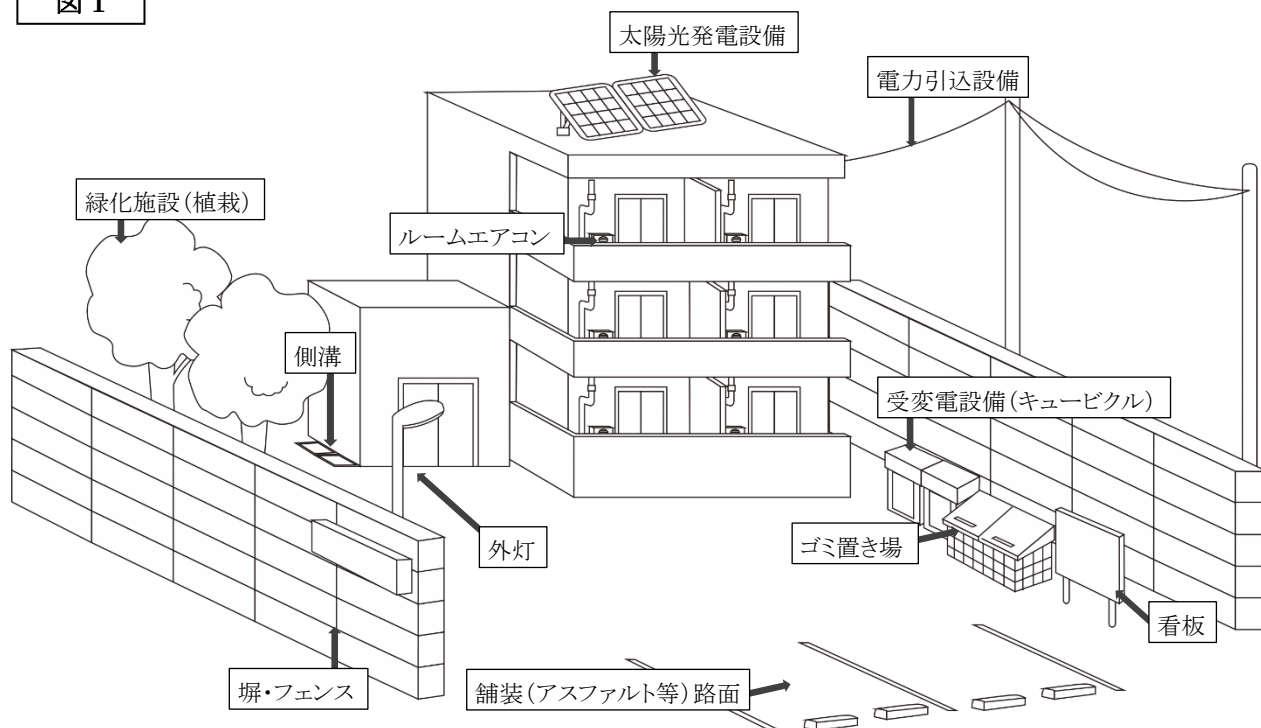
主な設備は次のとおりです。家屋と設備の所有者が異なる場合（テナント等）、これらの設備を敷設した方の申告対象（特定附帯設備といいます。）となります。

設備の種類	設備の分類	内容	家屋と設備の所有者が同じ場合	
			家屋として評価	償却資産として申告
建築工事	内装・造作	床・壁・天井仕上、造作工事一式	○	
	外構工事	門、堀、植栽、フェンス、プール等		○
電気設備	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備（配線・配管含む）		○
	中央監視制御装置	装置一式（配線・配管含む）		○
	受変電設備	設備一式（キュービクル等。配線・配管含む）		○
	電灯コンセント 照明器具	屋外設備（ネオンサイン、スポットライト等）		○
		屋内設備（事務所・店舗照明、コンセント設備等）	○	
	動力配線設備	特定の生産または業務用設備		○
		エレベーター、空調設備用等	○	
	電話設備	電話機、交換機等の機器		○
		配線、配管、端子盤等	○	
	LAN 設備	設備一式		○
	拡声設備	マイクロホン、アンプ、スピーカー等の機器		○
		配管・配線等	○	
火災報知器	設備一式（屋内のもの）	○		
給排水 衛生 ガス 設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産または業務用に供する設備		○
		屋内配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○	
	衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器、ユニットバス等）	○	
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産または業務用に供する設備		○
		屋内の配管等	○	
空調 設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛け型）、特定の生産または業務用に供する設備		○
		上記以外の家屋と一体となっている設備	○	
	換気設備	特定の生産または業務用に供する設備		○
		上記以外の家屋と一体となっている設備	○	
その他	厨房設備	飲食店、ホテル等のサービスに応じる設備、寮、病院、社員食堂の厨房設備（システムキッチンを除く）		○
	運搬設備	エレベーター、エスカレーター、ダムウェイター等	○	
	その他設備	POS システム、簡易間仕切、駐輪設備、冷凍・冷蔵倉庫における冷却装置、広告塔、文字看板等		○

～賃貸用の不動産を所有されている方へ～ 償却資産の申告が必要です！！

賃貸用のアパート・駐車場等を所有されている方は、土地・家屋の固定資産税とは別に、「償却資産」にも固定資産税が課税されます。下記図1が、償却資産に該当する資産の例です。これらは土地・家屋ではなく、償却資産として申告が必要です。

図1



賃貸物件の主な償却資産

※（）内は標準的な耐用年数になります。構造・用途によって異なることがあります。

資産の種類	資産例
構築物	駐車場アスファルト舗装（10）、側溝（15）、外灯（10）、植栽・緑化施設（20）、鋼製物置（7）、ゴミ捨て場（7）、自転車置き場（10）、フェンス（10）、門、アーチ（15）等
建築付属設備 機械・装置	太陽光発電設備※屋根型一体化を除く（17）、受変電設備（15）、電力引込設備（20～30）、屋外給排水設備（15）等
工具・器具・備品	ルームエアコン（6）、郵便受け（10）、宅配ボックス（10）等

6. 太陽光発電設備について

太陽光発電設備を所有し、事業の用に供する場合も申告の対象となります。

設置者	10kw以上の太陽光発電設備 (余剰売電・全量売電)	10kw未満の太陽光発電設備 (余剰売電)
個人 (住宅用)	発電量の全量又は余剰を売電される場合は、 売電するための事業資産となり、発電に係る 設備は課税の対象となります。	売電するための事業用資産と はなりませんので、償却資産と して課税の対象外です。
個人 (事業用)	個人の方であっても、事業の用に供している資産については、発電出力量や全 量売電か余剰売電にかかわらず、償却資産として課税の対象となります。	
法人	事業の用に供している資産になりますので、売電されているかいないかにかか らず償却資産として課税の対象になります。	

7. 国税との主な違い

項目	固定資産税(償却資産)の取扱い	国税(減価償却)の取扱い
償却計算の期間	賦課期日(1月1日)	事業年度(決算期)
減価(償却)の方法	定率法のみ。 原則として固定資産評価基準に 定める減価率によります。 ※10ページの減価残存率表もご 参照ください。 ※法人税法等の「旧定率法」で 使用する償却率と同様です。	定率法・定額法の選択制 【定率法選択の場合】 ●平成24年4月1日以降に 取得された資産⇒「定率法 (200%定率法)」を適用 ●平成19年4月1日～平成 24年3月31日までに取 得された資産⇒「定率法 (250%定率法)」を適用 ●平成19年3月31日以前 に取得された資産⇒「旧定 率法」を適用
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度(※1)	認められません	認められます
租税特別措置法の適用 (特別償却・割増償却制度等)	認められません	認められます
増加償却(※2) (所得税・法人税)	認められます	認められます
評価額の最低限度(※3)	取得価額の5%	1円(備忘価格)
改良費の評価方法	区分評価(改良を加えられた資 産と改良費を区分して評価す る)	原則として区分評価
中小企業等の少額減価償却資 産の取得価格の損金算入の特 例(租税特別措置法)(※4)	認められません	認められます
リース資産(所有権移転外フ ァイナンスリース取引)	所有者(賃貸人)に課税	貸借人の資産として減価償却 処理

- ※1 圧縮記帳の制度は認められません。国庫補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮をしたものについては、圧縮前の取得価額を記入してください。
- ※2 法人税法施行令第60条の規定による増加償却又は旧法人税法施行令第60条の2の規定による陳腐化資産の一時償却を行った資産については、償却資産の評価上、控除額の加算を行うことができます。この場合、届出書等が必要となりますので、申告の際に添付してください。
- ※3 平成19年度税制改正により、国税においては残存価額が廃止され、1円まで償却できるようになりましたが、固定資産税（償却資産）における減価償却の方法には変更ありません。
- ※4 租税特別措置法第28条の2、第67条の5等の規定に基づく中小企業者の少額資産特例は、あくまでも法人税法又は所得税法の特例であり、地方税法に依拠する固定資産税には適用がありません。したがって、この特例の対象となっている資産も償却資産に該当します。

Ⅲ. 税額の算出方法について

1. 評価額の算出方法

償却資産の評価は、申告していただいた償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数を基に評価額（課税標準額）を決定します。

(1) 前年中に取得のもの

取得価額 × 前年中取得のものの減価残存率 = 評価額

(2) 前年前に取得のもの

前年度評価額 × 前年前取得のものの減価残存率 = 評価額

以後、毎年この方法により計算し評価額が取得価額の5%になるまで償却します。評価額が取得価額の5%未満になる場合は、5%でとどめます。

<計算例>

取得価額 250,000 円、取得時期令和6年5月、耐用年数4年のパソコンの場合
 （耐用年数4年、前年中の取得のものの減価残存率 … 0.781）
 （耐用年数4年、前年前の取得のものの減価残存率 … 0.562）

令和7年度	=250,000 円	× 0.781	=195,250 円
令和8年度	=195,250 円	× 0.562	=109,730 円
令和9年度	=109,730 円	× 0.562	= 61,668 円
令和10年度	=61,668 円	× 0.562	= 34,657 円
令和11年度	=34,657 円	× 0.562	= 19,477 円
令和12年度	=19,477 円	× 0.562	=10,946 円 <12,500 円

※令和12年度で算出額が取得価額の5%（12,500円）より小さくなりますので、以降の年度は12,500円で評価されます。

2. 税額の計算について

税率は、課税標準額の 1.4% です。年税額は下記により求めます。

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{税額} \\ (100 \text{ 円未満切り捨て)} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{課税標準額} \\ (1,000 \text{ 円未満切り捨て)} \end{array}} \times \boxed{\text{税率 (1.4\%)}}$$

※課税標準額は資産の評価額の合計です。

3. 免税点

課税標準額が 150 万円未満の場合は課税されません。(申告は必要です。)

4. 納期

年税額を 5 月、7 月、12 月、翌年 2 月の 4 回に分けて納めていただきます。

<減価残存率表>

※固定資産税に係る残存率表です。

耐用年数	減価残存率		耐用年数に応ずる減価率	耐用年数	減価残存率		耐用年数に応ずる減価率	耐用年数	減価残存率		耐用年数に応ずる減価率
	前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得	
一				21	0.948	0.896	0.104	41	0.972	0.945	0.055
2	0.658	0.316	0.684	22	0.950	0.901	0.099	42	0.973	0.947	0.053
3	0.732	0.464	0.536	23	0.952	0.905	0.095	43	0.974	0.948	0.052
4	0.781	0.562	0.438	24	0.954	0.908	0.092	44	0.974	0.949	0.051
5	0.815	0.631	0.369	25	0.956	0.912	0.088	45	0.975	0.950	0.050
6	0.840	0.681	0.319	26	0.957	0.915	0.085	46	0.975	0.951	0.049
7	0.860	0.720	0.280	27	0.959	0.918	0.082	47	0.976	0.952	0.048
8	0.875	0.750	0.250	28	0.960	0.921	0.079	48	0.976	0.953	0.047
9	0.887	0.774	0.226	29	0.962	0.924	0.076	49	0.977	0.954	0.046
10	0.897	0.794	0.206	30	0.963	0.926	0.074	50	0.977	0.955	0.045
11	0.905	0.811	0.189	31	0.964	0.928	0.072	51	0.978	0.956	0.044
12	0.912	0.825	0.175	32	0.965	0.931	0.069	52	0.978	0.957	0.043
13	0.919	0.838	0.162	33	0.966	0.933	0.067	53	0.978	0.957	0.043
14	0.924	0.848	0.152	34	0.967	0.934	0.066	54	0.979	0.958	0.042
15	0.929	0.858	0.142	35	0.968	0.936	0.064	55	0.979	0.959	0.041
16	0.933	0.866	0.134	36	0.969	0.938	0.062	56	0.980	0.960	0.040
17	0.936	0.873	0.127	37	0.970	0.940	0.060	57	0.980	0.960	0.040
18	0.940	0.880	0.120	38	0.970	0.941	0.059	58	0.980	0.961	0.039
19	0.943	0.886	0.114	39	0.971	0.943	0.057	59	0.981	0.962	0.038
20	0.945	0.891	0.109	40	0.972	0.944	0.056	60	0.981	0.962	0.038

種類別明細書（増加資産・全資産用）

増加資産・全資産用の書き方

所有者コード
印字されていない場合は、宮古島市で付番されたものをご記入ください。
新増で申告される場合は、空欄で結構です。

資産の種類
手引き3ページ、IIの2の項目を参考にその種類の数字を記入してください。

資産コード
宮古島市の電算処理で付番しますので、記入しないでください。

資産の名称等
漢字、ひらがな、カタカナ、ローマ字、数字等でご記入ください。

数量
資産の数量を記入してください。

取得年月
資産の取得年月をご記入ください。

取得価額
資産の取得価額を記入。ただし、圧縮記帳については、償却資産の評価では認められていないので、実際の取得価額をご記入ください。

耐用年数
減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1、別表第2、別表第5及び別表第6に掲げられている耐用年数を記入してください。不明の場合は、担当までお問い合わせください。

減価償却率・価額・課税標準の特例・課税標準額
記入の必要はありません。ただし、企業電算処理により全資産申告を行う場合は記載が必要です。
課税標準の特例がある場合は、その率を価額に乘じたものを課税標準額とし、「摘要」欄に適用条項を記入してください。

摘要
移動による受入の場合の説明や課税標準の特例の場合の適用条項等をご記入ください。

第二十六号様式別表一（提出用）

注意 ※印の欄は記入しないでください。

※		所有者コード		※		所有者名		1枚のうち			
		1234567				〇〇株式会社		1枚目			
行番 号	資産 の 種 類	資 産 の 名 称 等	数 量	取得年月 年 月	(イ) 取得価額 十億 百万 千 円	(ロ) 耐用年数	(ハ) 価額 十億 百万 千 円	(ニ) 課税標準額の特例 コード	(ホ) 課税標準額 十億 百万 千 円	増加事由	摘要
01	1	コンクリートブロック塀工事	1	27 8	22000000	15	0			1・2 3・4	
02	2	アルミ裁断加工機	1	27 4	30000000	8	0			1・2 3・4	島外支店 より受入
03	6	クレーン	1	27 10	3000000	6	0			1・2 3・4	
04						0	0			1・2 3・4	
05						0	0			1・2 3・4	
06						0	0			1・2 3・4	
07						0	0			1・2 3・4	
08						0	0			1・2 3・4	
09						0	0			1・2 3・4	
10						0	0			1・2 3・4	
11						0	0			1・2 3・4	
12						0	0			1・2 3・4	
13						0	0			1・2 3・4	
14						0	0			1・2 3・4	
15						0	0			1・2 3・4	
・構築物：1 ・機械及び装置：2			小 計		55000000						

注意 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入、4 その他のいずれかに○印をつけてください。
「取得年月」欄の「年号」で、3は昭和、4は平成、5は令和です。

- ・構築物：1
- ・機械及び装置：2
- ・船舶：3
- ・航空機：4
- ・車両・運搬具：5
- ・工具器具備品：6

種類別明細書（減少資産用）

令和 年度

※ 所有者コード		※	
1234567			
行番号	資産の種類	抹消コード	資産の名称等
01	2	12345670006	センパン
02	2	12345670017	断裁機
03	6	12345670021	パソコン
04			
05			
06			
07			
08			
09			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
小計		3	3,341,400

- ・構築物：1
- ・機械及び装置：2
- ・船舶：3
- ・航空機：4
- ・車両・運搬具：5
- ・工具器具備品：6

(注) 「取得年月」欄の「年号」で、3は昭和、4は平成、5は令和です。

減少した分部に係る数量及び取得価額を記入して下さい。

所有者コード
減少資産用の書き方
所有者コード
印字されていない場合は、宮古島市で付番されたものをご記入ください。
新規で申告される場合は、空欄で結構です。

資産の種類・資産の名称等
減少した資産について、「種類別明細書」に記載されているものをそれぞれ記入してください。

抹消コード
減少した資産について、「種類別明細書」に記載されている「資産コード」を記入してください。

数量
減少した資産について、その減少分の数量を記入してください(もとの数量から減少分を差し引いた残りの分の数量ではない)。

取得年月
減少した資産の取得年月を記入してください(減少した年月ではない)。

取得価額
全部減少の場合は、当該資産全体の取得価額を記入してください。
一部減少の場合は、当該資産の減少分に相当する取得価額を記入してください(もとの取得価額から減少分を差し引いた残りの分の取得価額ではない)。

申告年度
減少した資産を初めて申告した年度を記入してください。不明の場合は、空欄で結構です。

減少の事由
該当するものを○で囲んでください。
[4 その他]の場合は、資産の名称・数量・取得年月・取得価額・耐用年数の修正、省令改正による耐用年数の変更等、その具体的な内容を「摘要」欄に記載してください。

減少の区分
該当するものを○で囲んでください。
[2 一部]の場合は、左の例のように内訳を具体的に記載してください。

摘要
市外への移転の場合の説明等必要に応じてご記入ください。

申告書を郵送で提出する場合は、ページ右下のラベルを封筒に貼付けしご利用ください。

※申告書の控え（受付印を押印したもの）が必要な場合は、返信用封筒（宛名記入・切手貼付）を同封してください。



〒906-8501

沖縄県宮古島市平良字西里 1140 番地

宮古島市役所

総務部税務課 資産税係 宛